

## 下関市営渡船（六連島航路・蓋井島航路）旅客運賃の割引について

主な旅客運賃の割引は、次のとおりです。詳細はお問い合わせください。

### 1. 身体障害者等への割引

- (1) 第1種身体障害者及び第1種身体障害者の介護者1人及び第1種身体障害者又は第2種身体障害者のうち視覚及び聴覚に障害がある者の通訳・介助員2人の旅客運賃・・・5割引
- (2) 第1種知的障害者及び第1種知的障害者の介護者1人の旅客運賃・・・5割引
- (3) 精神障害者1級及び精神障害者1級の介護者1人の旅客運賃・・・5割引
- (4) 第2種身体障害者、第2種知的障害者、精神障害者2級及び3級の方で、片道101キロメートル以上を旅行する、又はしている場合の旅客運賃・・・5割引

### 2. 割引運賃の適用を受ける際の手続き

- (1) 乗船券購入の際に、身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。
- (2) 割引運賃の適用を受けようとする介護者、通訳・介助員は、身体障害者又は知的障害者、精神障害者に付き添って乗船しなければなりません。

### 3. 旅客運賃の端数処理について

割引後の10円未満の端数は、切り上げとします。

### 4. 身体障害者、知的障害者、精神障害者等の定義について

#### (1) 第1種身体障害者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の程度（以下「障害程度」という。）が次のアからコまでに掲げる障害の区分に応じ、当該アからコまでに定める等級に該当するもの又は次の各号に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が当該各号に定める等級に準ずると市長が認めるものをいう。

ア 視覚障害 1級から3級まで及び4級の1

イ 聴覚又は平衡機能の障害（聴覚障害） 2級及び3級

- ウ 肢体不自由（上肢） 1級、2級の1及び2級の2
- エ 肢体不自由（下肢） 1級、2級及び3級の1
- オ 肢体不自由（体幹） 1級から3級まで
- カ 肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能）） 1級及び2級
- キ 肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能）） 1級から3級まで
- ク 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害（心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害及び小腸機能障害） 1級、3級及び4級
- ケ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害（ぼうこう又は直腸の機能障害） 1級及び3級
- コ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害（ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害、肝臓機能障害） 1級から4級まで

(2) 第2種身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害程度が次のアからコまでに掲げる障害の区分に応じ、当該アからコまでに定める等級に該当するものをいう。

- ア 視覚障害 4級の2、4級の3、5級及び6級
- イ 聴覚又は平衡機能の障害（聴覚障害） 4級及び6級
- ウ 聴覚又は平衡機能の障害（平衡機能障害） 3級及び5級
- エ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 3級及び4級
- オ 肢体不自由（上肢） 2級の3、2級の4及び3級から6級まで
- カ 肢体不自由（下肢） 3級の2、3級の3及び4級から6級まで
- キ 肢体不自由（体幹） 5級
- ク 肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能）） 3級から6級まで
- ケ 肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能）） 4級から6級まで
- コ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害（ぼうこう又は直腸の

機能障害) 4級

(3) 第1種知的障害者

療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者で、当該療育手帳の判定欄の記述がAのものをいう。

(4) 第2種知的障害者

療育手帳の交付を受けている者で、当該療育手帳の判定欄の記述がBのものをいう。

(5) 第1級精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）が1級に該当するものをいう。

(6) 第2級精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害等級が2級に該当するものをいう。

(7) 第3級精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害等級が3級に該当するものをいう。

(8) 介護者

第1種身体障害者、小人の第2種身体障害者、第1種知的障害者、小人の第2種知的障害者、第1級精神障害者又は小人の第2級及び第3級精神障害者の介護を行う者をいう。

(9) 通訳・介助員

第1種身体障害者又は第2種身体障害者のうち視覚及び聴覚に障害がある者の通訳・介助を行う者をいう。

お問い合わせ先 下関市渡船事務所 TEL 083-261-1010